

掛川市規則第 25 号

掛川市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市消防本部の組織に関する規則（平成17年掛川市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第2条の表消防総務課の項中「警防係」を「警防救急係」に改める。

第6条第1項第1号中ケ及びコを削り、サをケとし、シをコとし、スをサとし、セを削り、ソをシとし、タを削り、チをスとし、同項第2号中「警防係」を「警防救急係」に改め、同号キ中「警防業務」を「警防救急業務」に改め、同号キを同号セとし、同号中カをスとし、オをシとし、エをサとし、ウの次に次のように加える。

エ 救急業務に係る医療機関等との連絡調整に関すること。

オ 救急業務高度化推進計画に関すること。

カ 応急手当の普及啓発に関すること。

キ 消防団に関すること。

ク 水防団に関すること。

ケ 警報及び情報の連絡に関すること。

コ 消防用通信施設の運用及び保全に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。